



JASDAQ

平成 18 年 1 月 20 日

各 位

会 社 名 福井コンピュータ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小林 眞
(JASDAQ コード番号 9790)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 落野 勝
電 話 番 号 0776-53-9200

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 18 年 1 月 20 日開催の当社取締役会において、当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し)

- | | | |
|--|--|-----------|
| (1) 売 出 株 式 数 | 当社普通株式 | 700,000 株 |
| (2) 売 出 価 格 | 未定(平成 18 年 1 月 30 日(月)から平成 18 年 2 月 1 日(水)までのいずれかの日(以下、「売出価格決定日」という。)に決定される。) | |
| (3) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 小林 眞 | 500,000 株 |
| | 小林 清子 | 100,000 株 |
| | グラフテック株式会社 | 100,000 株 |
| (4) 売 出 方 法 | 大和証券エスエムビーシー株式会社、野村證券株式会社及び三津井証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 | |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格決定日の翌営業日から売出価格決定日の 3 営業日後までを予定しており、売出価格決定日に決定する。 | |
| (6) 受 渡 期 日 | 平成 18 年 2 月 10 日(金) | |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1 株につき売出価格と同一金額とする。 | |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 500 株 | |
| (9) 上 記 の 売 出 価 格、その他この株式売出しに必要な一切の事項は、代表取締役社長に一任する。 | | |
| (10) 本売出しについては、平成 18 年 1 月 20 日(金)に証券取引法による有価証券通知書を提出している。 | | |

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し) (下記【ご参考】2. を参照)

- | | |
|--|--|
| (1) 売 出 株 式 数 | 当社普通株式 100,000 株
なお、上記株式数は上限を示したものであり、最終の売出株式数は、前記「1. 株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」における需要状況を勘案した上で売出価格決定日に決定する。 |
| (2) 売 出 価 格 | 未定(前記「1. 株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」における売出価格と同一とする。) |
| (3) 売 出 人 | 大和証券エスエムピーシー株式会社 |
| (4) 売 出 方 法 | 前記「1. 株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」の需要状況を勘案した上で、大和証券エスエムピーシー株式会社が当社株主より貸借予定の当社普通株式について追加的に売出しを行なう。 |
| (5) 申 込 期 間 | 前記「1. 株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」における申込期間と同一とする。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 前記「1. 株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」における受渡期日と同一とする。 |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 前記「1. 株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」における申込証拠金と同一とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 500 株 |
| (9) 上記の売出価格、その他この株式売出しに必要な一切の事項は、代表取締役社長に一任する。 | |
| (10) 本売出しについては、平成 18 年 1 月 20 日(金)に証券取引法による有価証券通知書を提出している。 | |

【ご参考】

1. 売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしました。これは当社株式の分布状況の改善による一層の流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、「1. 株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人の買取引受けによる売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、100,000 株を上限として、大和証券エスエムピーシー株式会社が当社株主より借受ける予定の当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、大和証券エスエムピーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限として、追加的に当社普通株式を買取る権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成 18 年 2 月 24 日(金)までの間を行使期間として、当社株主より付与される予定であります。

大和証券エスエムピーシー株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式を貸借株式の返還に充当することがあります。

また、大和証券エスエムピーシー株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成 18 年 2 月 24 日(金)までの間、オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限として、株式会社ジャスダック証券取引所及び株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は貸借株式の返還に充当されます。

なお、大和証券エスエムピーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の両取引にかかる貸借株式への返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

以 上

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。